

広島大学法科大学院

法律科目試験

[憲法・刑法]

2026年1月17日(土)

10:00~12:00

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は憲法1問、刑法1問、解答用紙は憲法2枚、刑法2枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔憲法〕（80点）

現行の公職選挙法（以下「法」という。）10条1項1号及び2号は、衆参両院の議員の立候補の年齢要件を設けているものの、選挙区選挙の立候補にあたって「当該選挙区の選挙権を有する者」といった住所要件を設けていない（一方、都道府県議会議員及び市町村議会議員については、それぞれ「その選挙権を有する者」に被選挙権を認めることから、立候補にあたっての住所要件が設けられている〔法10条1項3号及び5号を参照〕）。もっとも、国会議員の多くは、自身が選出される各選挙区内に住民票を置いており、週末などに東京から各選挙区内に戻ることをしている。

国会議員Aらは、「国会議員は、各地域の声を今以上に国政に届ける必要があることや、当該地域に一定の愛着のある者であるべきである。」として、新たに国会議員選挙にも選挙区選挙の立候補にあたっての住所要件を設けるべきであると考えている。そこでAらは、都道府県議会議員や市町村議会議員の場合（地方議会の選挙権に関する諸規定〔法9条2項及び3項〕を参照）と同様、少なくとも引き続き3箇月以上、立候補をしようとする選挙区の区域内に住居を有する者のみに、当該選挙区における被選挙権を認めることを趣旨とする法案（以下「本案」という。）を準備した。

もっとも、本案をめぐっては、①人々の被選挙権（または立候補の自由）を不当に制限し、また、②国会議員は全国民の代表であって地域の代表ではない、といった2つの視点から、憲法に違反するのではないか、との意見も別の国会議員たちから示されている。

あなたは、Aらから本案の憲法上の課題について検討を依頼された法律家であるとして、根拠となる憲法条文を具体的に示しつつ、本案の憲法適合性について論じなさい。なお、関連する（裁）判例があればそれに言及すること。

[刑法] (80点)

以下の事例Ⅰ及び事例Ⅱについて、次の(1)から(3)に答えなさい。

[事例Ⅰ]

甲と乙はそれぞれ殺意をもって、某日夜半、ジョギングをするAに向けて同時にそれぞれ銃を発射したところ、甲の弾丸が命中してAを死亡させたが、乙の弾丸は外れてAには命中しなかった。

[事例Ⅱ]

XとYは遊ぶ金欲しさに通行人を襲って金を奪うことを企て、Xが銃で脅してYが所持金を奪う計画を立てた。某日深夜、XとYは帰宅途中のBを見つけ後ろから近づき、XがBの背中に銃口を突きつけて「金を出せ。騒ぐと殺すぞ。」と脅したところ、Bが「ふざけるな。」と怒鳴り振り返ってXに掴みかかってきた。Xは咄嗟に足払いしたところ、Bは体勢を崩して倒れ路面に頭部をぶつけて意識を失った。YはBの上着の内ポケットに現金50万円入りの封筒を見つけ、これを奪うと2人はその場から逃走した。Bは5分ほどで意識を回復し、外傷等はなかった。

(1) 刑法60条はその法的効果として「すべて正犯とする」と規定するが、その意味を明らかにするとともに、その効果が何故認められるのかを責任主義(特に個人責任原則)との関係で論じなさい。(30点)

(2) 事例Ⅰにおいて、以下の2つの場合に甲と乙に殺人既遂罪の共同正犯が成立するか否かを論じなさい。(30点)

- ① 甲と乙との間でA殺害につき意思連絡は一切なく、それぞれの犯罪が同一の日時に同一の場所でたまたま実行されたにすぎない場合
- ② 甲と乙との間で事前にA殺害につき合意が形成され具体的な犯行計画を立て、その計画どおりにともに発砲行為を行った場合

(3) 事例ⅡにおいてXとYに強盗既遂罪の共同正犯が成立するか否かを論じなさい。(20点)

広島大学法科大学院

法律科目試験

[民法]

2026年1月17日(土)

13:00~14:20

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は3問、解答用紙は3枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (40点)

建築業者Gは、S市との間で建築請負契約（以下「契約①」という。）を締結した。契約①には、同契約に基づく建築工事請負報酬債権を第三者に譲渡することを禁止する特約（以下「本件特約」という。）が定められていた。

次の（1）及び（2）に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

（1）Gは、Sに対して、契約①に基づく3000万円の建築工事請負報酬債権（以下「 α 債権」という。）を有していた。Gは、同業者のAに α 債権を譲渡し、その旨をSに対して通知した。

α 債権の弁済期が到来したので、AはSに対してその履行を請求した。しかし、SはGに対して3000万円を支払い、Gはこれを受領した。AはSに対して α 債権の履行を請求することができるか、理由を付して説明しなさい。

（2）契約①の締結後、Gは、同業者のAとの間で、Gが現在及び以後1年間に注文者（取引先）との間で取得する建築工事請負報酬債権をすべてAに譲渡する旨の集合債権譲渡契約（以下「契約②」という。）を締結した。そして、GからSに対して、契約②にかかる譲渡通知がされた。

Aは、契約②によってGから譲渡を受けたSに対する1000万円の建築工事請負報酬債権（以下「 β 債権」という。）の弁済期が到来したので、Sに対してその履行を請求した。これに対して、Sは本件特約が存在することを理由にこれを拒絶した。Aの履行請求は認められるか、理由を付して説明しなさい。

第2問 (30点)

令和5年6月7日、Gは、Sに対して弁済期を2年後とする約定で2000万円を貸し付け（この貸金債権を以下「本件債権」という。）、その担保の目的でS所有の甲土地（時価3000万円）をGに譲渡する契約（以下「本件契約」という。）をSとの間で締結した。本件契約において、本件債務の弁済期が経過するまでSが甲土地の使用収益をする旨が合意された。同年6月9日、本件契約に基づき、甲土地につきGへの所有権移転登記（登記原因は譲渡担保）がされた。

次の（1）及び（2）に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

（1）令和6年7月8日、GがDに対して代金3000万円で甲土地を譲渡し、その旨の所有権移転登記も行われた。DがSに対して甲土地の明渡しを求めた場合、Dの請求は認められるか、理由を付して説明しなさい。

（2）令和7年8月9日、GはEに対して代金2500万円で甲土地を譲渡し、その旨の所有権移転登記も行われた。Eは、Sが甲土地をGに譲渡した事実やその経緯を知っており、自分がGから甲土地の譲渡を受けることで、かねてより恨みを抱いているSを困らせてやろうと考えていた。EがSに対して甲土地の明渡しを求めた場合、Eの請求は認められるか、理由を付して説明しなさい。

第3問 (30点)

Aが運転するBタクシー会社のタクシーと、Cが運転する自家用車が衝突し、そのはずみで歩行者Dを負傷させ、1000万円の損害を与えた。過失割合は、Aが6割、Cが4割であった。

Dの損害全額について、①Aが賠償した場合、AはCに対して求償できるか、②Bが賠償した場合、BはAに対して求償できるか、③Cが賠償した場合、CはBに対して求償できるか、それぞれについて理由を付して説明しなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[商法・民事訴訟法・刑事訴訟法]

2026年1月17日(土)

14:45~16:15

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、3ページです。
- 2 問題は商法1問、民事訴訟法2問、刑事訴訟法1問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法2枚、刑事訴訟法1枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[商法] (30点)

取締役会設置会社の取締役の報酬について述べた次の(1)から(3)の問いに答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

(1) 株主総会で取締役全員の報酬総額を定め、その具体的配分の決定を取締役会に一任する取扱いの適法性について、論じなさい。

(2) 取締役の報酬等に関する議案を株主総会に提出した取締役が、当該株主総会において、その報酬等を相当とする理由を説明しなかったものとする。当該議案を可決した当該株主総会の決議の瑕疵について、論じなさい。

(3) 会社法所定の手続を経て取締役の報酬が具体的に定められた場合でも、その後、株主総会で決議することにより当該取締役を無報酬とすることができるかについて、論じなさい。

[民事訴訟法] (30点)

第1問 (10点)

Xが、Yに対し100万円を貸し付けたとして、Yを被告にして貸金返還を求める訴えを提起したところ、Yはこれを争った。証拠調べの結果、Xは、Yに対してではなく、Zに対して100万円を貸し付けたことが明らかになった。

裁判所は、訴え却下の判決と請求棄却の判決のいずれの判決をするべきか、給付の訴えにおける被告適格について説明したうえ、解答しなさい。

第2問 (20点)

XはYに対して、100万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を有するとして、その支払を求めて訴えを提起した。この訴訟において、Yは、100万円は既に弁済していると主張する（以下「弁済の抗弁」という。）とともに、仮に弁済が認められないとしても、YはXに対して150万円の売買代金債権を有するとして、これをもって対当額で相殺する旨の抗弁（以下「相殺の抗弁」という。）を主張した。

(1) 弁済の抗弁と相殺の抗弁の審理及び判断の順序について論じなさい。

(2) 審理の結果、裁判所は、本件貸金債権の発生は認められると判断した上で、弁済の抗弁は認められないが、相殺の抗弁は認められると判断し、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。その後、この判決は確定した。

この確定判決の既判力の客観的範囲について論じなさい。

[刑事訴訟法] (30点)

「自白」の意義について述べ、「自白」と「不利益な事実の承認」(刑事訴訟法322条1項)との関係を論じなさい。

また、いわゆる自白法則の法的根拠を摘示し、同法則の意義及び趣旨について自分の考え方を述べ、それを踏まえて、違法に身体拘束された後の取調べにおいて得られた自白の証拠能力について論じなさい。